平成２８年（フ）第２２号
福島県いわき市遠野町滝字釜ノ沢５番地
債務者　雲藤　左内
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第４６号
茨城県土浦市並木４丁目11番30―２号
債務者　髙野のぞみ
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５２号
茨城県石岡市半ノ木11461番地　慈翠舘
債務者　根本　英勝
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６０号
茨城県つくばみらい市城中547番地１、前住所茨城県龍ケ崎市松ケ丘４丁目２番地５　アンフィニアムールＢ棟201
債務者　齊藤　康平
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第７１号
茨城県石岡市真家2542番地７、前住所茨城県石岡市若宮４丁目７番30号
債務者　小竹　政雄
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
千葉県君津市西坂田１丁目６番３号　101
債務者　渡辺　雅誠
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２８号
千葉県君津市南子安４丁目８番14号　103
債務者　間宮　義和
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第２３号
富山県射水市中央町16番16号
債務者　大西　順子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２４号
富山県高岡市能町1064番地
債務者　川邊　貴司
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５９号
金沢市直江町イ67番地１　ボン・ヴァンシスＡ　Ｉ号、従前の住所静岡市駿河区敷地２丁目26番32号
債務者　山本　生美
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９９号
岐阜市下西郷５丁目33番地１（ふぁみーるＡ103号室）
債務者　水野　功太
1　決定年月日時　平成28年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第９６号
岐阜県各務原市那加住吉町２丁目７番地（住吉ビル４Ｂ）、前住所岐阜県各務原市那加桐野町４丁目19番地１（メゾン河合　307）
債務者　愛野　幸子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４７号
愛知県知多市新知字美濃川８番地の２　メゾンみの川102
債務者　藤井　　誠
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５４４号
名古屋市中川区前田西町３丁目1401番地　県営西前田第二住宅２棟105号
債務者　池守　早苗
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５３号
大津市中央１丁目２番35号　アセンティアびわこ607号
債務者　佐藤　末廣
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
滋賀県草津市青地町213番地１　ディアコート青地Ⅱ　214号
債務者　田中　茂樹
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９０号
滋賀県湖南市三雲668番地１（205号）
債務者　柏原　真悟
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所民事部